

議案第 47 号

令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,669,993 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 232,965,546 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		63,082,434	521,093	63,603,527
	10 国庫補助金	15,983,256	521,093	16,504,349
75 市 債		8,911,990	1,148,900	10,060,890
	05 市 債	8,911,990	1,148,900	10,060,890
歳入合計		231,295,553	1,669,993	232,965,546

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教育費		18,021,388	1,669,993	19,691,381
	10 小学校費	1,903,025	825,078	2,728,103
	15 中学校費	868,029	844,915	1,712,944
歳出合計		231,295,553	1,669,993	232,965,546

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校特別支援学級教室整備事業	14,037
50 教育費	10 小学校費	小学校施設整備事業	811,041
50 教育費	15 中学校費	中学校施設整備事業	844,915

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 365,700	限度額 1,402,500



一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補正 1 1 号)

議47-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	63,082,434	521,093	63,603,527			
10 項 国庫補助金	15,983,256	521,093	16,504,349			
50 目 教育費補助金	116,352	521,093	637,445	学校施設環境改善交付金	521,093	○ (教育委員会事務局)  補助率 1 / 2 ・ 1 / 3  市立小・中学校の各種整備の実施に伴う補正  521,093

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	8,911,990	1,148,900	10,060,890			
05 項 市 債	8,911,990	1,148,900	10,060,890			
50 目 教 育 債	822,500	1,148,900	1,971,400	学校施設整備事業債	1,148,900	○ (教育委員会事務局) 市立小・中学校の各種整備の実施に伴う補正 1,148,900

議47-8

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	18,021,388	1,669,993	19,691,381	特定財源 1,669,993 一般財源 0			
10 項 小学校費	1,903,025	825,078	2,728,103	特定財源 825,078 一般財源 0			
10 目 学校建設費	234,232	825,078	1,059,310	国庫支出金 253,578 市 債 571,500	10 需 用 費	2,103	○ 小学校特別支援学級教室整備事業費（教育委員会事務局） 14,037  市立小学校の普通教室を特別支援学級教室に整備することに伴う補正  ○ 小学校施設整備事業費 811,041  市立小学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施することに伴う補正
					12 委 託 料	21,043	
					14 工事請負費	801,932	

歳 出  
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 中学校費	868,029	844,915	1,712,944	特定財源 844,915 一般財源 0			
10 目 学校建設費	129,011	844,915	973,926	国庫支出金 267,515 市 債 577,400	10 需 用 費	2,117	○ 中学校施設整備事業費（教育委員会事務局） 844,915  市立中学校の生活環境の改善を図るため、各 種の整備を実施することに伴う補正
					12 委 託 料	24,738	
					14 工事請負費	818,060	

## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	小学校特別支援学級教室整備事業	14,037	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	小学校施設整備事業	811,041	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費	中学校施設整備事業	844,915	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため

議案第 48 号

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年尼崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 項を次のように改める。

8 災害 応急対 策業務 手当	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において実施される災害応急対策に係る業務で、市規則で定めるもの	日	1, 000 円（中欄に掲げる業務（市規則で定める業務に限る。）のうち著しく危険であると市長が認める業務に従事した場合その他の市規則で定める場合にあっては、市規則で定める区分に応じ、1, 000 円を超えない範囲内において市規則で定める額を加算した額）
--------------------------	---	---	--

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給

された特殊勤務手当（同条例別表第8項の中欄に掲げる業務に係る同項の左欄に掲げる特殊勤務手当に限る。）は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当（改正後の条例別表第8項の中欄に掲げる業務に係る同項の左欄に掲げる特殊勤務手当に限る。）の内払とみなす。

（説 明）

災害応急作業手当の支給対象の拡大等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。